

安来市営繕工事における週休2日工事の実施に関する Q&A（令和6年4月）

1. 用語の定義

Q 1 「対象期間」は「工期」とどう違うのか。

A 1 契約書に規定する「工期」のうち、「対象期間」は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（実地完成日）までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。（要領第2条）

【工期と対象期間の関係】



2. 対象工事

Q 2 対象とする工事はどのようなものか。

A 2 原則、令和6年4月1日以降に発注する全て営繕工事を対象とします。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事及び対象期間内での施工期間が短い工事等は除きます。（要領第3条）

Q 3 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合、週休2日工事として認められないことになるのか。

A 3 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間（工事着手日から工事完成日までの期間）に含まないこととしています。（要領第2条）

なお、対象期間に含まない現場作業には、次のような場合が考えられます。不測の現場作業が生じた場合、速やかに監督職員と協議をしてください。

- ・発注者が、現場パトロールや現場見学会等を要請した場合
- ・現場内で災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
- ・周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

3. 実施方法

Q 4 週休2日工事は、当初の予定価格から労務費の補正がされているのか。

A 4 4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成します。（要領第5条）

Q 5 施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に取り止めることはできるのか。また、この場合、ペナルティはあるのか。

A 5 可能です。施工途中に実施困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督職員へ報告してください。

なお、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。その際、4週6休以上であっても労務費の補正は考慮しません。(要領第5条)

請負代金額の変更以外、特段のペナルティはありません。

なお、取りやめる旨を監督職員へ報告した場合は、それ以降再び取り組むことはできません。

Q 6 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認められるか。

A 6 工期については、年末年始休暇及び夏季休暇(対象外期間)に加え、雨天、土・日曜日、祝日等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。

4. 対象期間の設定

Q 7 契約工期より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

A 7 実際の工事完成日(実地完成日)までの期間とします。(要領第2条)

Q 8 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えばよいか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱いは。

A 8 年末年始6日間及び夏季休暇3日間の取扱については、原則として以下のとおりとします。

- ・年末年始休暇期間：12月29日から1月3日までの6日間(土日含む)
- ・夏季休暇期間：土日以外の任意の3日間(基本はお盆の期間)

5. 現場閉所(現場休息)の取扱い

Q 9 必ず土・日曜日を現場閉所(現場休息)としないとイケないのか。

A 9 対象期間中の現場閉所(現場休息)の割合で判断しますので、土・日曜日を必ず現場閉所(現場休息)とするということはありません。ただし、工期の始期等に休日が偏り、工期の後半にほとんど休日を確保せず工事を完成させるなど、週休2日工事の趣旨に著しくそぐわない工程となった場合においては、設計変更及び評価をしない場合があります。(要領第2条)

Q10 作業員が、現場閉所日に他の現場の作業を行っていた場合も現場閉所と見なせるか。また、配置する技術者が複数の現場を兼務している場合の取扱いはどうなるのか。

A10 現場閉所（現場休息）とは、「現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態」であるので、作業員が他の現場で作業を行っていた場合でも、現場閉所（現場休息）として取り扱います。配置技術者が他の工事を兼務している場合も、現場閉所（現場休息）の確認は発注工事単位で行いますので、同じ取り扱いです。

現場閉所（現場休息）率で労務費を補正することとしており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。

しかしながら、週休2日工事の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。

（要領第2条）

Q11 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所（現場休息）と見なしてよいか。

A11 現場閉所（現場休息）とはなりません。現場閉所（現場休息）とは、現場事務所での事務作業を含めて現場が閉所されている状態をいいます。（要領第2条）

Q12 現場事務所でなく、会社において当該工事に関する事務作業を行う場合は現場閉所（現場休息）と見なしてよいか。

A12 会社等で当該工事に関する事務作業等を行う場合は、現場閉所（現場休息）と見なすことはできません。

Q13 半日休工を2回行った場合は、1日分の休日としてカウントできるのか。

A13 1日を通して現場が閉所されている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所（現場休息）として認められません。